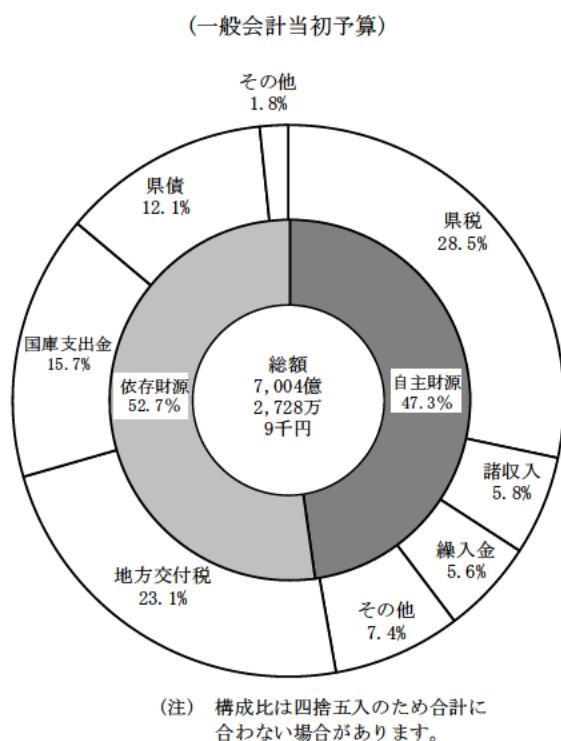


## (2) 岁入予算

一会计年度内（4月1日から翌年3月31日）において、県が必要とする経費（歳出予算）を賄うための財源を歳入予算といいます。

以下、収入調達方法に着目した自主財源・依存財源、及び使途の制約に着目した一般財源・特定財源の2つの性質別の歳入予算の内訳を示します。

第2図 自主財源・依存財源の構成比



### 〈自主財源と依存財源〉

自主財源及び依存財源の前年度比較及び構成比をみると第2図、第2表及び資料3のとおり、自主財源は前年度に比較して3.1%増の3,311億2,151万5千円、依存財源は3.7%減の3,693億577万4千円となり、一般会計の予算規模は0.6%減の7,004億2,728万9千円となっています。

次に、構成比をみると、自主財源は全体の47.3%、依存財源は52.7%となっています。自主財源の主要なものは全体の28.5%を占める県税であり、依存財源の主要なものは全体の38.8%を占める地方交付税及び国庫支出金です。

なお、自主財源と依存財源の区分による歳入予算額の推移は第3図及び資料4、資料5に示したとおりです。

第2表 自主財源と依存財源の対前年度比較(一般会計)

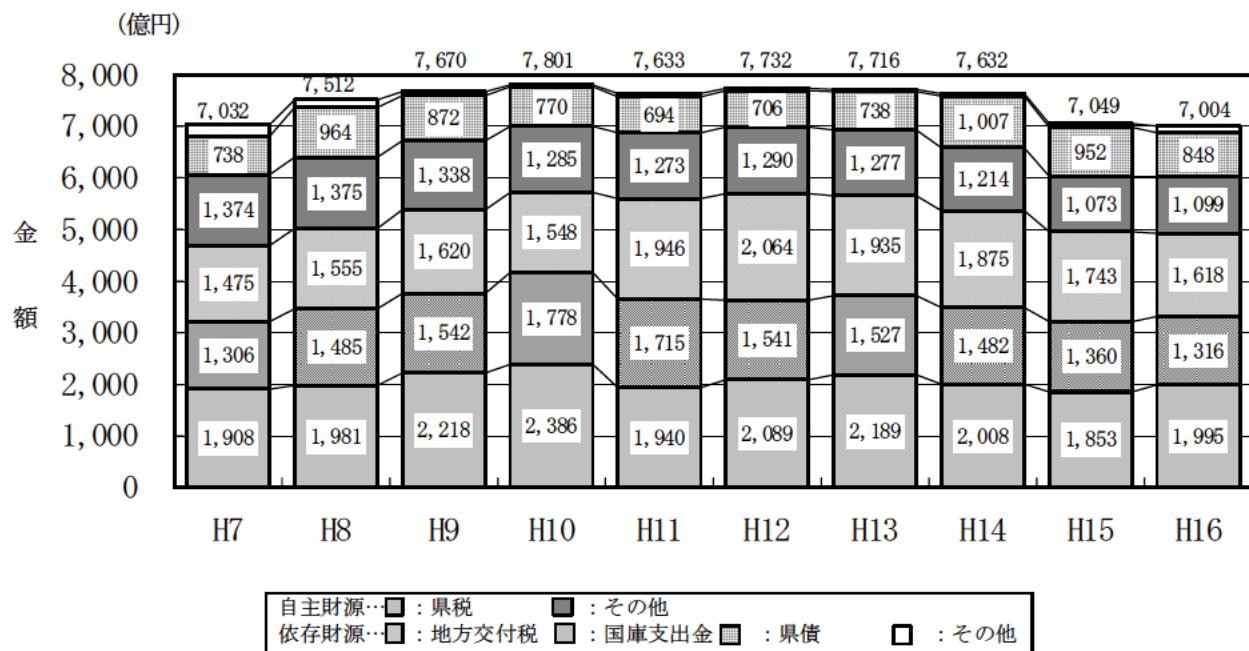
(単位:千円、%)

区分	平成16年度 当初予算額(A)	平成15年度 当初予算額(B)	比較		構成比	
			増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)	16年度	15年度
自主財源	331,121,515	321,251,421	9,870,094	3.1	47.3	45.6
依存財源	369,305,774	383,639,106	△14,333,332	△3.7	52.7	54.4
合計	700,427,289	704,890,527	△4,463,238	△0.6	100.0	100.0

### 一口メモ

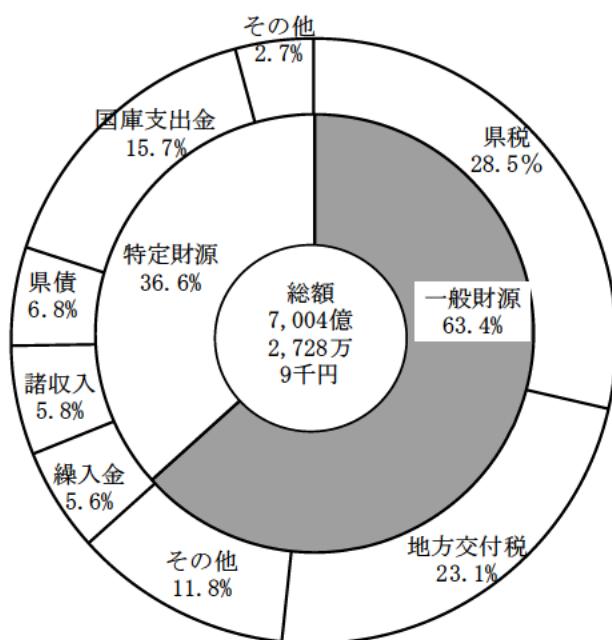
●自主財源・依存財源とは… 県の歳入は、一つの分類として、県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように県が自ら賦課徴収することのできる自主財源と、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金などのように国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源とに分けることができます。

第3図 自主財源と依存財源の区分による歳入予算額の推移（一般会計）



(注) 数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

第4図 一般財源・特定財源の構成比  
(一般会計当初予算)



#### 〈一般財源と特定財源〉

一般財源及び特定財源の前年度比較及び構成比をみると、第3表、第4図及び資料6のとおり、一般財源は前年度に比較して0.6%減の4,442億6,500万円、特定財源は0.6%減の2,561億6,228万9千円となっています。

次に、構成比をみると、一般財源は全体の63.4%、特定財源は36.6%となっています。

一般財源の主要なものは、各々全体の約4分の1を占める県税と地方交付税であり、特定財源の主要なものは15.7%を占める国庫支出金です。

なお、一般財源と特定財源の区分による歳入予算額の推移は、第5図及び資料7に示したとおりです。

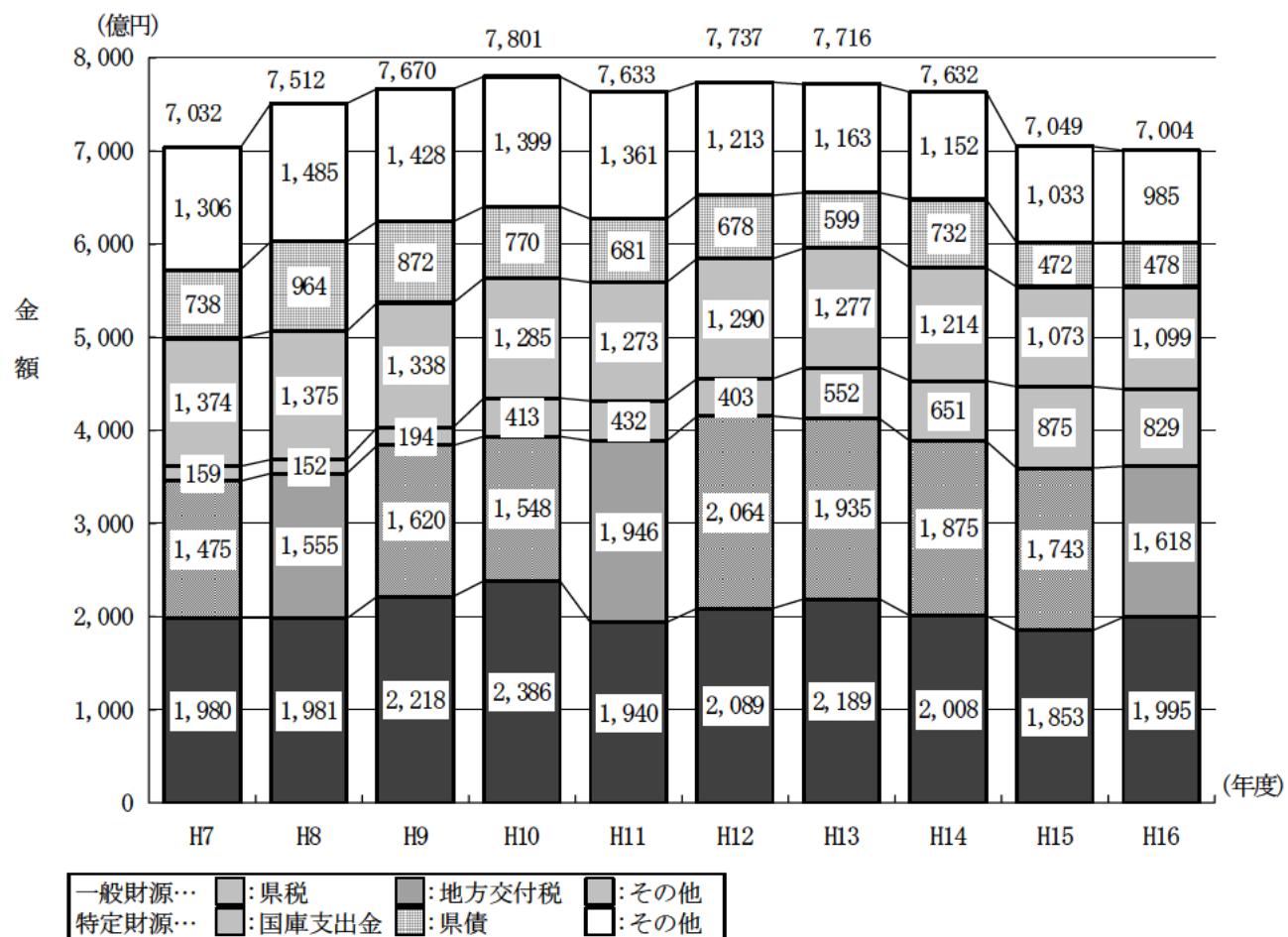
第3表 一般財源と特定財源の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

区分	平成16年度 当初予算額(A)	平成15年度 当初予算額(B)	比較		構成比	
			増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)	16年度	15年度
一般財源	444,265,000	447,102,000	△2,837,000	△0.6	63.4	63.4
特定財源	256,162,289	257,788,527	△1,626,238	△0.6	36.6	36.6
合 計	700,427,289	704,890,527	△4,463,238	△0.6	100.0	100.0

(注) 県債のうち減税補てん債及び臨時財政対策債は一般財源としています。

第5図 一般財源と特定財源の区分による歳入予算額の推移(一般会計)



(注) 数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

県債のうち減税補てん債及び臨時財政対策債は一般財源としています。

**一口メモ**

●一般財源・特定財源… 県の歳入は、県税、地方譲与税、地方交付税などにその使途が特定されていない一般財源と、国庫支出金、県債、使用料及び手数料などにその使途が特定されている特定財源に分けることができます。

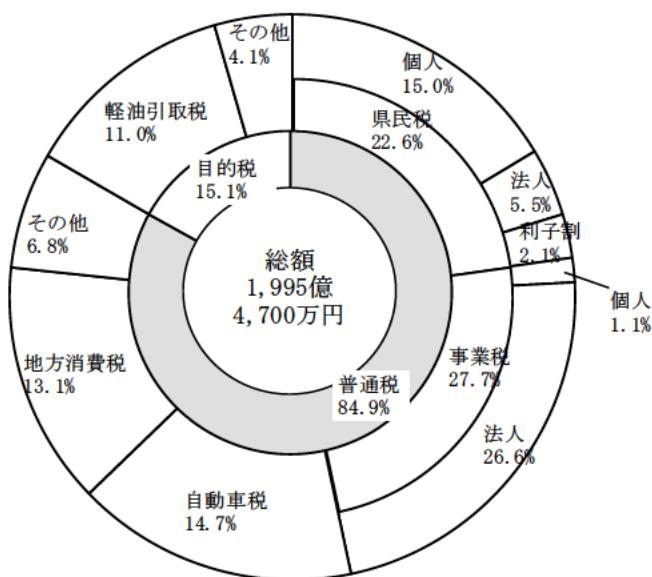
## ア. 歳入予算主要項目の内訳

### (ア) 県税

県税は、県の仕事を支える最も重要な収入で、地方税法等に基づき、県民の皆さんに納めていただぐ税です。

平成16年度の県税については、第4表及び資料8のとおり、法人二税（法人県民税、法人事業税）や地方消費税や不動産取得税などの増収が見込まれるため、前年度に比べ7.7%増の1,995億4,700万円を見込んでいます。

第6図 県税収入の構成比  
(一般会計)



県税収入の構成比をみると、第6図のとおり、普通税が全体の84.9%、目的税が15.1%となっています。

普通税の主要なものは、全体の22.6%の県民税、27.7%の事業税、14.7%の自動車税です。

目的税の主要なものは、全体の11.0%の軽油引取税です。

なお、県税収入の額の推移は、第7図及び資料9、資料10に示したとおりです。

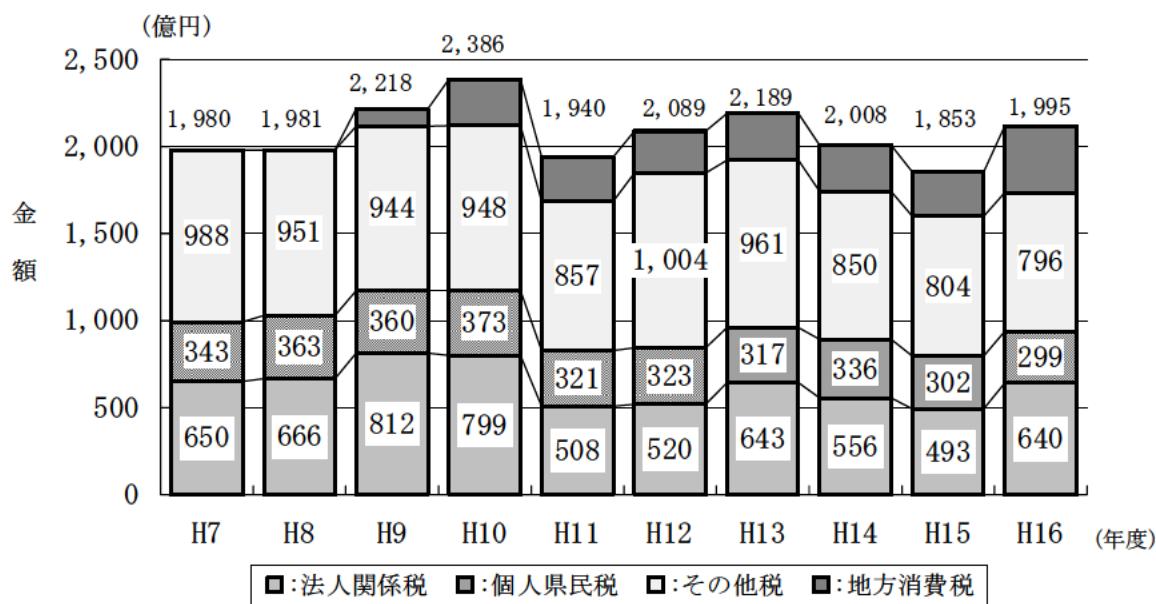
また、県民1人あたりの県税負担額については、第8図のとおり、県民1人あたり106,966円となっています。

第4表 県税収入の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

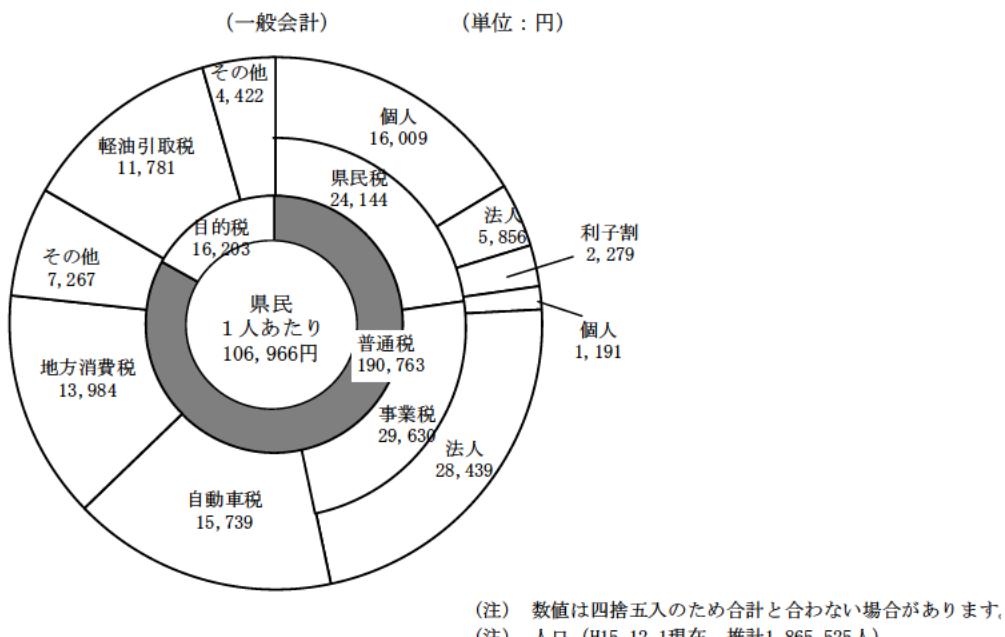
区分	平成16年度 当初予算額(A)	平成15年度 当初予算額(B)	比較	
			増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
普通税	169,320,000	153,991,000	15,329,000	10.0
目的税	30,227,000	31,303,000	△1,076,000	△3.4
合計	199,547,000	185,294,000	14,253,000	7.7

第7図 県税収入の額の推移（一般会計）



(注) 法人二税とは、法人県民税と法人事業税です。  
数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

第8図 県民1人あたりの県税負担額



### 一口メモ

#### ●「県税」

**普通税**… 県の一般財政需要を支弁するために課する税をいいます。普通税には、税目が法定されている普通税とそれ以外のもので地方団体が所定の要件と手続きのもとに課することができる法定外普通税とがあります。

**目的税**… 県の特定の財政需要を支弁するために課する税をいいます。目的税は、受益者負担の一方方法として創設されたものであり、その税収の使途は特定されています。

### (イ) 地方消費税清算金

地方消費税清算金については、地方財政計画による国内消費の増と輸入高の好調が見込まれること等から、前年度に比べ1.2%増の330億5,100万円を見込んでいます。

第5表 地方消費税清算金の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

区分	平成16年度 当初予算額(A)	平成15年度 当初予算額(B)	比較	
			増 (A)	減 (B)
地方消費税清算金	33,051,000	32,669,000	382,000	1.2

### (ウ) 地方交付税

国の平成16年度の地方交付税の総額は、16兆8,861億円となり、前年度当初予算計上額(18兆693億円)に比し、1兆1,832億円、6.5%の減となっています。

本県の平成16年度の地方交付税は、第6表のとおり、前年度に比べ7.2%減の1,618億円を見込んでいます。これは、基準財政需要額を前年度より少なく見込まさるをえなかった上に、基準財政収入額が県税の增收や補助金の一般財源化によって大きくなることが主な要因となっています。

第6表 地方交付税の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

区分	平成16年度 当初予算額(A)	平成15年度 当初予算額(B)	比較	
			増 (A)	減 (B)
普通交付税	159,900,000	172,000,000	△12,100,000	△7.0
特別交付税	1,900,000	2,300,000	△400,000	△17.4
合 計	161,800,000	174,300,000	△12,500,000	△7.2

### (エ) 国庫支出金

国庫支出金の総額は、第7表のとおり、1,098億7,377万4千円で、歳入総額の15.7%を占め、前年度に比べ26億2,266万8千円、2.4%の増となっています。これは、義務教育費国庫負担金の一部が一般財源化された一方で、公共事業に対する補助金及び選挙対策にかかる委託金が増となったことなどが主な要因となっています。

国庫支出金の内訳は、第7表及び資料11のとおり、国が法令等にもとづいて負担する負担金が786億2,774万2千円で全体の71.6%、事業奨励等のための補助金が291億3,410万7千円で同26.5%、国の委託事業による委託金が21億1,192万5千円で同1.9%となっています。

第7表 国庫支出金の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

区分	平成16年度 当初予算額(A)	平成15年度 当初予算額(B)	比較	
			増 (A)	減 (B)
国庫支出金	109,873,774	107,251,106	2,622,668	2.4
国庫負担金	78,627,742	83,911,758	△5,284,016	△6.3
国庫補助金	29,134,107	22,549,891	6,584,216	29.2
委 託 金	2,111,925	789,457	1,322,468	167.5

### (才) 基金繰入金

基金繰入金については、基金残高の増加から、財源調整のために活用できる基金取崩金が大幅に増加したことなどから、第8表のとおり、前年度に比べ45.1%増の376億9,510万5千円を取り崩すことにしています。

第8表 基金繰入金の対前年度比較（一般会計）

(単位：千円、%)

区分	平成16年度 当初予算額(A)	平成15年度 当初予算額(B)	比較		
			増 (A)	減 (B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
基金繰入金	37,695,105	25,985,532	11,709,573		45.1

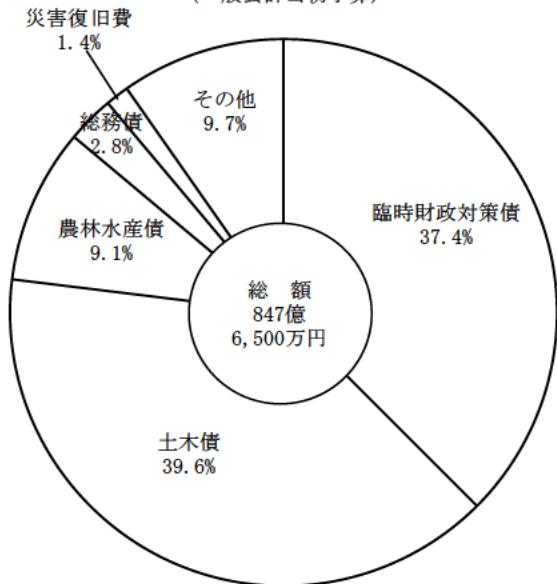
### (カ) 県債

県債については、第9表及び資料12、資料13、のとおり、前年度に比べ11.0%減の847億6,500万円となっています。これは、臨時財政対策債などの特例地方債を除く通常の建設地方債は合併特例債の新たな計上等により、わずかに増額しているものの、臨時財政対策債の大幅な減額が主な要因となっています。なお、恒久的な減税の財源措置として、減税補てん債を53億円計上しています。

この結果、県債への依存度は、前年度に比べ1.4%減の12.1%となっています。

第9図 県債の款別構成比

(一般会計当初予算)



県債の款別構成比をみると、第9図のとおり、主要なものは地方の一般財源の不足額に対処するための臨時財政対策債が全体の37.4%、土木債が同39.6%、農林水産債が同9.1%となっています。

なお、県債発行額の推移は、第10図で示したとおりです。

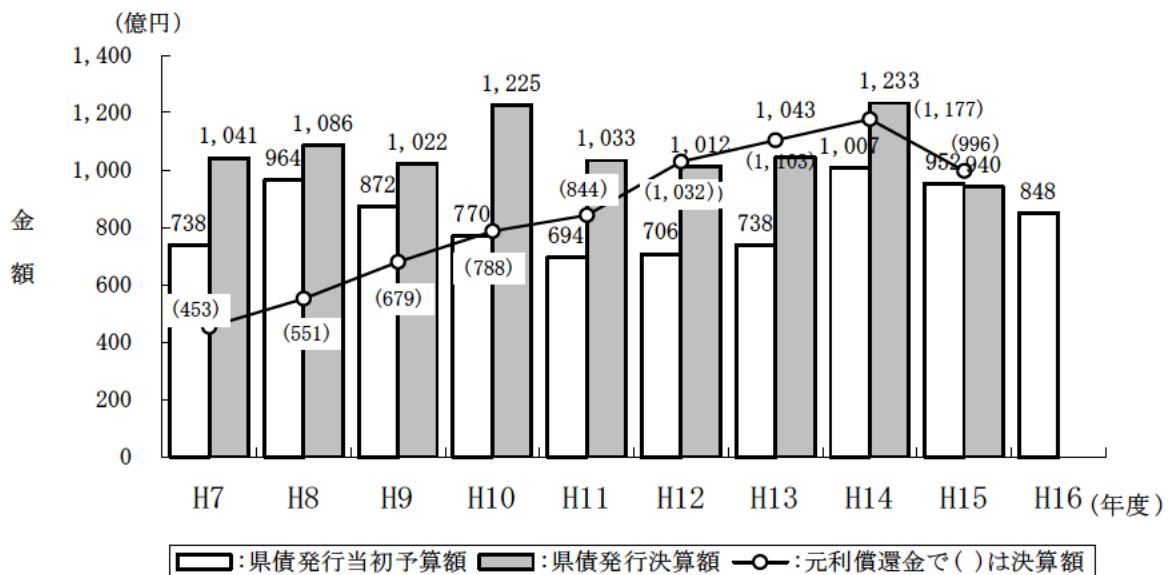
(注) 構成比は四捨五入のため合計に合わない場合があります。

第9表 県債の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

区分	平成16年度 当初予算額(A)	平成15年度 当初予算額(B)	比較	
			増 (A)	減 (B)
県債	84,765,000	95,249,000	△10,484,000	△11.0

第10図 県債発行額の推移(一般会計)



(注) 平成15年度の決算額は最終予算です。

**一口メモ**

- 地方譲与税…** 国が徴収する国税を一定の基準で地方公共団体に譲与するもので、都道府県に譲与するものとしては地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。
- 地方消費税清算金…** 各都道府県に納付された地方消費税は、消費地と課税地を一致させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算を行います。この清算による収入または支出をいいます。
- 地方交付税…** 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税のうち所得税、酒税の32%、法人税（H11：32.5%、H12～：35.8%）、消費税の29.5%（H元～：24%、H9～：29.5%）及びたばこ税の25%が充てられています。
- 地方特例交付金…** 恒久的な減税に伴って地方税が減収する額の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付されるものです。
- 交通安全対策特別交付金…** 地方公共団体の道路交通安全施設設置等のため、交通違反などの

反則金を財源に、交通事故件数と人口集中地区人口等を基準として国から交付されるものです。

●**分担金及び負担金**… 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき徴収するものです。

●**使用料及び手数料**… 県の施設や行政サービスを利用する人から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料などがあります。

●**国庫支出金**… 県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。

国庫負担金：義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならぬ事業について国が全部又は一部の経費を負担するものです。

国庫補助金：国が費用の一部又は全部を負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。

国庫委託金：国会議員の選挙や国勢調査など、本来、国の行うべき事務について、国が経費の全部を負担して地方公共団体に事業を委託するものです。

●**財産収入**… 県の財産を貸し付けたり売り払うことによる収入です。

●**寄附金**… 県以外から金銭を譲り受けるものです。

●**繰入金**… 他の会計や財政調整基金などから繰り入れるものです。

●**繰越金**… 県の前年度の決算剰余金を受け入れるものです。

●**諸収入**… 地方税の延滞金や預金利子など他の収入科目に含まれない収入です。

●**県債**… 県が高等学校などを建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、財源を確保するため、また、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、長期の資金借入れを行うものです。県債を発行するには現在、総務大臣の許可が必要です。

●**臨時財政対策債**… 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てることができるもので、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方の一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財源需要額を基本に、団体毎に発行可能額が毎年算定されます。これは、地方の財源不足に対応するための地方債となっており、その元利償還金は、翌年度以降の地方交付税（基準財政需要額）に全額参入されます。

●**県債依存度**… 歳入全体に占める県債の発行割合をいいます。